

報道関係者 各位



女性活躍推進法に基づく認定マーク

平成28年2月18日

【照会先】

青森労働局雇用均等室

室長 佐藤 央子
地方機会均等指導官 高須賀 左知青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎
(直通電話) 017-734-4211

労働者数301人以上の企業の皆さん。行動計画の策定・届出をお急ぎください！ ～「女性活躍推進法個別相談会」を開催します～

平成28年4月1日から、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が全面施行されます。この法律に基づき、301人以上の労働者を雇用する事業主は、**平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②一般事業主行動計画の策定・届出、③情報公表**などを行う必要があります。

女性活躍推進法の全面施行を控え、青森労働局（局長 ともふじ としあき 友藤 智朗）では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を期限内に策定・届出いただけるよう、労働者数301人以上の事業主、人事労務担当者等を対象とした**個別相談会を県内2会場で開催**します。

女性活躍推進法個別相談会

1 日程・会場

【弘前会場】 平成28年2月26日（金）弘前労働基準監督署

【八戸会場】 平成28年3月2日（水）八戸労働基準監督署

※時間は申込受付後に個別調整。

※弘前・八戸地域以外の方は来局・電話による相談に随時対応。

2 内容

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等に関する個別相談対応

3 申込・問合せ先

青森労働局雇用均等室

【添付資料】

(別添1) 女性活躍推進法個別相談会の御案内

(別添2) 女性活躍推進法の概要

平成28年4月1日までに「一般事業主行動計画」の策定・届出をお願いします。

女性活躍推進法個別相談会の御案内



女性の職業生活における活躍を推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、平成28年4月1日から施行されます。

策定義務のある従業員数301名以上の事業主の皆様は、平成28年4月1日までに「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」の策定・届出をお願いします。

青森労働局では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定準備を進める事業主の皆様の疑問に答える個別相談会を開催します。

◇ 開催日及び会場

弘前会場 平成28年2月26日（金）弘前労働基準監督署
弘前市南富田町5-1

八戸会場 平成28年3月2日（水）八戸労働基準監督署
八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎

- ※ 各会場とも、定員に達した時点で締め切ります。
- ※ 申込受付後、お越しいただく時間をお知らせします。
(1社あたり30分程度)



女性活躍推進法に基づく認定マーク

弘前・八戸地域
以外の皆様は、
来局や電話での
ご相談を
随時受付中です。

◇ 主催 青森労働局

◇ 対象者 常用労働者数301名以上規模の事業主、人事労務担当者 等

◇ 申込・問合せ先

青森労働局雇用均等室までFAX（017-777-7696）でお申込み下さい。
(郵送の場合) 〒030-8588 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 TEL 017-734-4211

「女性活躍推進法個別相談会」参加申込書

参加会場	<input type="checkbox"/> 弘前 <input type="checkbox"/> 八戸 (参加希望会場に <input checked="" type="checkbox"/> 印を付けてください)
事業所名 電話番号	
参加者 役職氏名	
相談内容 (あてはまる 相談内容に○ 印をつけてく ださい)	① 何をすればいいかわからない ② 基礎項目の把握方法がわからない ③ 行動計画でどのような目標を立てればよいかわからない ④ 目標を立てたがどのような取組をすればよいかわからない ⑤ 「行動計画策定支援ツール」の使い方を知りたい ⑥ 認定申請をしたい ⑦ その他(具体的にお書きください)

※ FAX送信票は不要です。参加申込書のみお送りください。

※記載いただいた個人情報は、主催者からの事務連絡の必要がある場合にのみ用います。

女性活躍推進法の概要

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

(※)労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

<ステップ1> 自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください

次の**女性の活躍状況**(①~④)については必ず**把握**し、**課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率



<ステップ2> 行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

(※)行動計画を策定した旨の届出は、青森労働局雇用均等室で受付しています。
策定届の様式は厚生労働省ホームページ(★)からダウンロードできます。



<ステップ3> 自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

公表は「女性の活躍・両立支援総合サイト(◇)」を御活用下さい。

さらに!

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう!

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。



問合せ先：青森労働局雇用均等室

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 TEL:017-734-4211 FAX:017-777-7696

★ 厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

◇ 女性の活躍・両立支援総合サイト <http://www.positivelyouritsu.jp/index.html>